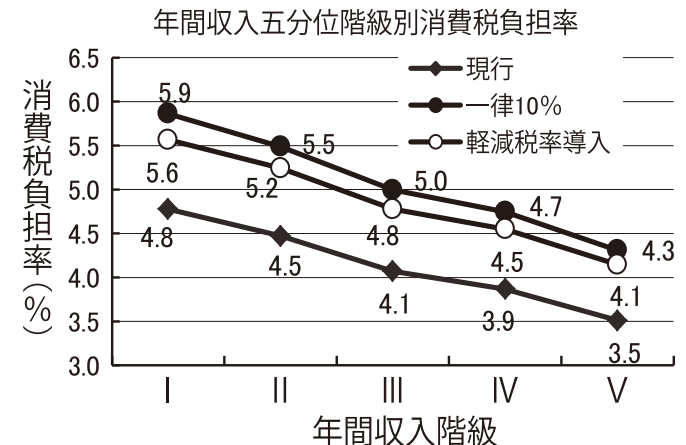




消費税の税率（地方消費税分を含む）の現行8%から10%への引き上げは、平成31年10月に実施される予定であるが、その際には、「軽減税率」制度が導入されることとなっている。具体的には、外食や酒類を除く飲食料品と週2回以上発行される新聞の購読料の税率は8%に据え置くという内容である。

この軽減税率制度導入のねらいは、税率引き上げに伴う消費税の逆進性の強化を緩和することにある。総務省が公表している『家計調査年報』（年間収入五分位階級別勤労者世帯、平成

## 軽減税率導入の意義



軽減税率を導入した場合の所得階級別負担率は、軽減税率適用品目への消費支出には8/108、標準税率適用品目への消費支出には10/110を乗じて税負担額を計算することにより、これまでと同様な方法で算出でき、

（実収入）で割ることにより、所得階級別の消費税負担率を計算すると、図の「現行」と記した負担率曲線が得られる。消費税の負担率は、最も所得の低い第I分位から最も所得の高いところ。

# 逆進性の緩和効果は疑問

第V分位へと移るにつれて低下し、消費税が逆進的であることがわかる。

消費税率が一律10%に引き上げられた場合、税込み消費支出額が変化しないものとすれば、消費税負担率は、8/108の代わりに10/110を用いることにより、「現行」の場合と同様の方法で算出でき、図の「一律10%」と記したグラフのように示される。負担率曲線は上方にシフトすると同時に、傾きが若干急になり、逆進性の程度が強まることがわかる。

以上のことから、消費税の10%への引上げ時点での軽減税率導入の意義は小さくないと考えられる。



名古屋市立大学大学院 経済学研究科 教授 森 徹

27年度）所収の消費支出データを用いて、家賃・地代等の非課税品目を除く課税消費支出に8/108を乗じて消費税負担額を算出し、これを世帯の所得額

もり ともる 財政学、地方財政論。名古屋市立大学大学院経済学研究科博士後期課程（単位取得退学）。1975年生まれ。

